

さいたま市告示第473号

さいたま市ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月19日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業実施要綱の一部を改正する告示

さいたま市ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業実施要綱（平成17年さいたま市告示第298号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第8条関係） ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談 事業利用可否決定通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">さいたま市長</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号（第8条関係） ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談 事業利用可否決定通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">さいたま市長 印</p> <p>[略]</p>
<p>様式第3号（第10条関係） ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談 事業利用取消通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">さいたま市長</p> <p>[略]</p>	<p>様式第3号（第10条関係） ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談 事業利用取消通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">さいたま市長 印</p> <p>[略]</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。